

地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金 説明資料

この資料は、「地域ごみ出し支援活動促進事業奨励金」の事業の概要や、団体の登録、奨励金の申請方法などについて記載していますので、申請前にご確認ください。

1 事業の概要

ごみ出しが困難な、一定の要件を満たすご高齢の方や障害がある方へ、ごみ出し支援活動を行っている団体へ奨励金を交付します。

2 奨励金の受付期間

随時受け付けております。

3 奨励金のお申込み方法

団体登録申請書及び奨励金交付申請書に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて環境局家庭ごみ減量課へご持参または郵送により申し込みを行ってください。FAXでの申し込みはできません。

申請の手続きや必要な書類などは「P.3 申請などの手続き」をご確認ください。
申請書は市のホームページからもダウンロードすることができます。

4 お問い合わせ・お申込み先

仙台市 環境局 廃棄物事業部 家庭ごみ減量課
〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町3階
電話：022-214-8226（直通）

5 申請できる団体

本市内に所在し、次の要件を満たす団体とします。

- (1) 町内会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人等の営利を目的としない団体であること
- (2) 暴力団等と関係を有していない団体であり、政治活動や宗教活動を目的としないこと
- (3) 団体の規則や会則等において、その組織及び運営に関する事項が定められ、代表者が明確であること
※団体の規則や会則等がない場合はご相談ください。
- (4) 法人の場合は、法人の市民税及び事業所税の申告を行い、市税を滞納していないこと

6 奨励金交付の対象となる活動

(1) ごみ出し支援活動について

一定の要件に該当する世帯の玄関口からごみを収集し、その世帯が出すことになっているごみ集積所に排出する活動を対象とします。

ただし、仙台市の他の助成または補助を受けている場合は、奨励金交付の対象から除かれます。

(2) 対象となる世帯の要件について

仙台市内に所在する、ごみ出しが困難な世帯のうち、以下のいずれかの要件を満たす、ひとり暮らしの方、またはいずれかの要件を満たす方のみで構成される世帯に対してのごみ出し支援活動が奨励金の交付の対象となります。

- ① 申請時に満 75 歳以上の方
 - ② 介護保険の要介護 1 から要介護 5 のいずれかの認定を受けている方
 - ③ 身体障害者手帳 1 級から 6 級のいずれかの交付を受けている方
 - ④ 療育手帳「A」もしくは「B」の交付を受けている方
 - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級のいずれかを交付を受けている方
- ※ この事業は一定の要件に該当していない方に対してのごみ出し支援活動を制限するものではありませんので、奨励金の交付対象となる活動以外にも、広く活動していただければと存じます。

(3) 対象期間について

奨励金の交付決定日から、当該年度の 3 月 31 日までに実施したごみ出し支援活動を対象とします。

(4) ごみの種類について

ごみ出し支援活動は、以下の 4 種類のごみ出しを行った場合に対象となります。

- ① 家庭ごみ
 - ② プラスチック製容器包装
 - ③ 缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類
 - ④ 紙類
- ※ 家庭ごみの収集日に集積所に出すことになっている、庭木の剪定枝も対象となります。

(5) 活動の実施回数などについて

実施団体は、支援を行う世帯の方の希望や状況等に応じ、相談のうえ、ごみ出し支援活動を行う曜日や頻度、排出する場所、ごみの種類を決めてください。

7 奨励金額

ごみ出し支援活動1回あたり140円/世帯を、活動の実績に応じて交付します。

交付金額は、半期ごとに提出いただく実績報告に基づき決定し、実績の確定後に交付いたします。なお、半期あたりの交付金額の上限は70,000円です。

- ※ 奨励金の交付決定を受けた世帯に対する活動のみ奨励金交付の対象となりますのでご注意ください。
- ※ 例えば「プラスチック製容器包装」と「缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類」の収集日が同じ日である場合など、複数のごみの収集日が同じであり、それぞれをごみ集積所に持って行った場合でも、ごみ出し支援活動は1日につき「1回」とカウントします。

【奨励金額（例）】

- ・ごみ出し支援活動を10月～翌年3月までに3世帯に対し、合計で225回実施した場合
⇒ 225回×140円＝31,500円となり、交付金額は31,500円となります。
- ・ごみ出し支援活動を10月～翌年3月までに6世帯に対し、合計で600回実施した場合
⇒ 600回×140円＝84,000円となり上限金額を超えることから、交付金額は上限金額の70,000円となります。

<申請などの手続き>

団体の登録申請や、奨励金の交付申請、実績の報告、奨励金の請求等に必要の手続きは以下のとおりです。

1-1 団体登録の手続き

まずは、ごみ出し支援実施団体として登録します。

(1) 登録申請書類の提出

以下の書類を持参または郵送により提出し、登録申請を行います。

<必要書類>

- ・ごみ出し支援実施団体登録申請書（様式第1号）
- ・市税納付状況調査申請書（様式第2号）
または、市税の滞納がないことの証明書
- ・規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料
（町内会規約、団体の活動を紹介するチラシなど）
※規則や会則等がない場合はご相談ください。

(2) 申請書類の審査

提出された登録申請書類について、家庭ごみ減量課で審査します。

(3) 団体登録通知書の送付

審査の結果、登録する団体へ登録通知書をお送りします。

<送付書類>

- ・ごみ出し支援実施団体登録通知書（様式第 3 号）

1-2 交付申請の手続き

支援を行う世帯が決まったら奨励金の交付申請を行います。

なお、団体の登録申請時に、既に支援を行う世帯が決まっている場合は、「1-1 団体登録の手続き」と同時に申請することも可能です。

(1) 交付申請書類の提出

以下の書類を持参または郵送により提出し、奨励金交付の申請を行います。

<必要書類>

- ・奨励金交付申請書（様式第 7 号）
- ・ごみ出し支援対象世帯名簿（様式第 8 号）
- ・支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写し（※1）
（介護保険被保険者証の写し、各種手帳の写し、生年月日が確認できる公的証明書の写し（※2）など）
- ・【必要に応じて】支援世帯要件確認調査同意書（様式第 9 号）

（※1）支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しの提出が難しい場合には、家庭ごみ減量課で要件を満たしているかの確認を行うため、支援世帯の同意書を提出してください。なお、家庭ごみ減量課で確認する場合、申請をいただいてから奨励金の交付決定まで 2 週間程度かかります。

（※2）公的医療保険の被保険者証（健康保険者証）、運転免許証、運転経歴証明書など

(2) 支援世帯の要件確認

支援世帯が要件を満たしているかを家庭ごみ減量課で確認します。

(3) 交付決定書の送付

要件に該当している世帯を交付決定書で通知します。

交付決定書で通知された世帯に対して実施したごみ出し支援活動のみ奨励金の交付対象となります。

<送付書類>

- ・奨励金交付決定書（様式第 1 0 号）
- ・奨励活動対象世帯名簿（様式第 1 0 - 2 号）

(1) 支援活動の相談・実施

実施団体は、支援を行う世帯の方の希望や状況等に応じ、相談のうえ、ごみ出し支援活動を行う曜日や頻度、排出する場所、ごみの種類を決めて実施してください。

実施団体と支援を行う世帯の方との間で、ごみ出しを行うごみの種類や曜日などを確認するための「ごみ出し支援活動確認シート」を用意しておりますので、必要に応じてご活用ください。

(2) 実績報告明細書への記録

実績報告は、半期ごとに実績報告明細書（様式第 1 7 号）を提出いただきます。

実績報告明細書は、活動の記録を行いやすいように、月ごとにカレンダー形式としており、交付決定通知書と一緒に必要枚数をお送りいたしますので、実施団体は、活動した分について、実績報告明細書の日付の欄に「○」を付けるなど、日頃から記録しておくようにしてください。

実施した活動について、実績の報告を行います。実績の報告は半期ごとに持参または郵送により提出いただきます。

(1) 実績報告書の提出

<必要書類>

- ・実績報告書（様式第 1 6 号）
- ・実績報告明細書（様式第 1 7 号）

実績報告明細書は、支援世帯ごとに、実施した月の分を提出してください。
また、支援世帯から確認の署名をもらってください。

【実績報告書の提出締切日】

ごみ出し支援活動を実施する月	実績報告書の提出締切日
4 月～9 月	10 月 20 日
10 月～翌年 3 月	3 月 31 日

奨励金の交付を受けるために請求を行います。

(1) 実績報告書を基に交付金額を決定・通知

報告いただいた活動実績を家庭ごみ減量課で確認し、交付する奨励金額を決定し、通知します。

収集日ではない曜日に活動を実施した実績がある場合など、不明な点がある場合には、状況を確認させていただく場合があります。

<送付書類>

- ・奨励金額確定通知書（様式第 18 号）

(2) 交付請求書を提出

決定した金額の交付を受けるために、請求書を持参または郵送により提出します。

<必要書類>

- ・奨励金交付請求書（様式第 19 号）

(3) 奨励金の交付

請求書に記載された振込先に、口座振替により奨励金を振り込みます。

団体の代表者や名称の変更、支援世帯の追加、取消がある場合には、その都度、必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。

なお、支援を行う世帯の追加や取消などを行う場合には、承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

(1) 団体の登録内容の変更を行う場合（代表者や団体名称の変更など）

- ・事業変更承認申請（届出）書（様式第 12 号）

(2) 支援世帯を追加する場合

追加する世帯について、要件を満たしているかの確認を行い、承認を受ける必要があります。なお、承認後のごみ出し支援活動が奨励金の交付対象となります。

- ・事業変更承認申請（届出）書（様式第 12 号）

- ・ごみ出し支援対象世帯名簿（様式第 8 号）

追加する支援世帯のみ記載してください。

- ・追加する支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写し（※1）

（介護保険被保険者証の写し、各種手帳の写し、生年月日が確認できる公的証明書の写し（※2）など）

- ・【必要に応じて】支援世帯要件確認調査同意書（様式第 9 号）

（※1）追加する支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しの提出が難しい

場合には、家庭ごみ減量課で要件を満たしているかの確認を行うため、追加する支援世帯の同意書を提出してください。なお、家庭ごみ減量課で確認する場合、申請をいただいてから承認まで 2 週間程度かかります。

- (※2) 公的医療保険の被保険者証（健康保険者証）、運転免許証、運転経歴証明書など
(3) 支援世帯の取消を行う場合

取消を行う世帯について、承認を受ける必要があります。取消の承認後のごみ出し支援活動は奨励金の交付の対象とはなりません。

- ・ 事業中止（廃止）承認申請書（様式第 13 号）
- ・ ごみ出し支援対象世帯名簿（様式第 8 号）

取消を行う支援世帯のみ記載してください。

<その他・注意事項>

- ・ ごみ出し支援活動の実施団体として登録した団体については、その活動域にお住まいの方から、ごみ出し支援活動について問合せがあった場合に、団体名称などをお伝えすることがあるので、ご了承ください。
- ・ 申請にかかる郵送代などの費用は、全て申請団体のご負担となりますのでご了承ください。
- ・ 各書類には代表者印を押印し提出してください。
- ・ 押印する場合、訂正印を含め全て同じ印鑑を使用してください。
- ・ 書類を訂正する場合、修正液や修正テープは使用することはできません。
- ・ ごみ出し支援活動の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、支援世帯等の権利利益を侵害することのないよう、個人情報は適切に取り扱うようにしてください。特に支援世帯が要件を満たしていることを証する書類の写しの取扱いは十分配慮いただきますようお願いいたします。
- ・ 地域ごみ出し支援促進事業奨励金の交付に当たっては、「仙台市補助金等交付規則」の他に「地域ごみ出し支援促進事業奨励金交付要綱（平成 30 年 8 月 22 日環境局長決裁）」の規定によるものとします。

◆ お問い合わせ ◆

仙台市環境局家庭ごみ減量課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6 番 12 号 MS ビル二日町 3 階
電話：022-214-8226（直通） FAX：022-214-8277